

令和4年1月11日

於 大阪府労働委員会

京都西山学園事件
【令和3年(不)第20号】
第1回審問速記録

速記 (株) 会議録研究所

高来倫子



証人氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

職業 京都西山短期大学仏教学科

役職 教授

申立人側 上瀬代理人

聞こえますか。代理人の上瀬 豊といいます。教育合同労働組合の特別執行委員をしています。それでは、[REDACTED]さんに質問させていただきます。甲35号証を示します。

(甲第35号証を示す)

これはあなたがお書きになったのですか。

はい。

そしたら、2019年度までどういう役職に就かれていましたか。

私は、学科長兼事務局長を担当しておりました。

学科長、それから事務局長、それぞれの仕事内容をお答えできますか。

はい。難しいですけれども、学科長というのは、学科には両専攻、2つの専攻ございまして、教学に関して、それを取りまとめる役職だと思います。事務局長は、私は2019年度のみを担当だったんですけれども、教学部等、各部署がございまして、その事務の統括をする役職だったと思います。ただし、その両方の役職とも兼務をしていたわけですが、それに関しては、まず基本的には学長に相談をした上で行いますので、基本的にいずれも独断で決定するような専決事項はなかったというふうに考えております。以上です。

次年度の教員の担当科目なり採用とか、そういうことに関してはどのように決まっていたのでしょうか。

大きく変化がない場合は、当該年度の踏襲を次年度に向けていたしますので、各教員が担当しているものは、採用時に決められた担当科目をそのまま継続する形が基本となっています。ただし、大きなカリキュラムの変更等がある場合もございまして、その場合、自分の持っているこまが減ったりすることもあります。従来は小さな短期大学ですので、そのような先生にもどんなものが持っていたかというのを考えるような、そんなような大学だったと考えています。

乙23号証を示します。

(乙第23号証を示す)

乙23号証です。

はい。

これ加藤さんの陳述書なんですけど、真ん中辺りにこういうように書かれています。

はい。

真ん中辺りに、令和2年度以降の本学の学長に選任されたというふうに書かれています。従来、その三役というものはどういうふうに決まったんでしょうか。

三役というのが私はちょっとなかなかぴんとこないんです。分かりますけれども、学長と学科長と事務局長という意味で三役というのを使っておられるのかなというふうに思いますが、私はあまりそのような意識が、代表ではありますけれども、そのような名称で言ったことはなかなかちょっと私にはそぐわないかなとも思っております。ただし、意味は分かっておりますが、学長は理事会で選任されます。承認されますが、学科長あるいは事務局長に関して申しますと、学科長というのは、先ほども申しましたように、両専攻を取りまとめる役をしますので、以前からその学科のこと、専攻のことを把握している、その任にふさわしい者を学長が決定するという学内人事だと、あくまでも学内の人事だというふうに考えております。事務局長も、その学科長の場合、特に役職みたいな感じになっておりますが、特別な役職手当が発生するような職ではないというふうに、対外的な学科長というふうなこともございますので、そのような位置づけかなと思っております。事務局長のほうも、基本的には学長がやはりどのような人を自分が学校を見ていくに当たって、事務的なことを統括してもらうのかということ考えた場合に、その方が事務を把握していただいているということがやっぱり大事ですので、学長が基本的には選任をいたします。で、これも学内の人事だと思っております。ただし、学長が替わったからといって必ずしも事務局長が替わるということは、今までのケースでもある場合とならない場合がございますし、事務局長に関しては、現行の者をそのまま引き継ぐという場合もありますし、いずれにしても、学長が人選されるというふうなことなので、今回のような理事会の中で下ろされてくるというような形はちょっと異例だと考えております。

2020年度、■■■■さんは2020年度からその学科長、それから事務局長は下りられましたね。

はい。

そのとき20年度の決め方は、今までの決め方とどれぐらい、どのような違いがあったんでしょうか。

やはりちょっと違いがあったと思いますが、2020年度というのは4月から始まるわけですがけれども、2月の時点で、その理事会での決定があった数日後になりますけれども、本学での理事長からの説明がありまして、発表もありましたが、2月から新学科長と新事務局長が始動する形で、私は学科長兼事務局長ですので1人ですがけれども、役職としては2人体制で並行したような形で進んでいたと思いますので、これまでの形とは違った形かなというふうに思っております。

じゃ、かなり戸惑われたということですね、その4月。

まあ引継ぎもあるということも説明されていたので戸惑いということではないですけれども、それ以上のことは私は考えられません。

4月1日が普通、そういう替わる場所なんですけど、それはやっぱり引継ぎのことを考えてということなんですかね。

というふうには説明をされていたと思います。

乙24号証を示します。

(乙第24号証を示す)

これ、林さんの陳述書です。

被申立人側 小西代理人

すみません、書き込みがあるようなんです。

申立人側 上瀬代理人

ああ、ごめんなさい。線引いてるだけで。

被申立人側 小西代理人

いや、何か鉛筆も見えるんですけど。あれでしたら、これ使われますか。

申立人側 上瀬代理人

はいはい、それで結構です。

被申立人側 小西代理人

あなたの後ろにもあります。

申立人側 上瀬代理人

陳述書です。

はい。

24号証、よろしいですか。

はい。

見といてもらおかな。

内容、把握できませんけど。

新たに事務局長になられた林さんが、前事務局長であった■■■さんから全く引継ぎがありませんでしたというふうに記載があります。これは1ページの下のほうです。1ページの下のほうにそういう記載がありますが、事実はどうなんでしょうか。

引継ぎと、先ほどの2か月の期間も含めてですけれども、引継ぎと言われましても、私も2019年度のみ事務局長の就任でしたので、1年間過ごしただけではあるんですけども、私は、陳述書にもありますように、35年の学校にいるということもございまして、様々な部署もそうですし、経験していますから、大体のことが把握をできていますので、前事務局長から引継ぎがなかったもやっていたと思います。ただし、林さんに関しても、ここの事務長なり法人事務局長をされてるということもありますし、それでお分かりだと思いますが、事務局長の役務というのは各部署の事務を統括するという意味ですので、実際に1年間の各部署がどんなスケジュールでどんなことの内容を、1部署だけの業務内容を引き継いで説明するというのとはまたちょっと意味合いが違うとも思いますので、全部のことを引継ぎするというのはなかなか難しいかなというふうに考えました。ただし、林さんのお話の中では、私が4月以降学校に残っているわけですから、分からないことがあれば確認をしながら引継ぎをしようというふうなお話をされてたとも思いますし、実際に年度が改まってもそのような事例もありましたし、それで私は可能かなというふうに考えておりました。以上です。

はい。ありがとうございます。甲25号証にも引継ぎ、回答書の中で引継ぎがありませんでしたと書いてますけど、今おっしゃったことですね。

はい。

乙23号証を示します。

(乙第23号証を示す)

これ、加藤学長の現学長の陳述書です。■■■さんの担当科目について、最初の採用のときに、■■■さんの採用のときに教授会で話し合われたと思うんですけど、それはいかがです

か。

もちろんそうです。

はい。教授会で話し合われたことについて、一教授であった自分が異論を差し挟むことはできなかったというふうに書かれてるんですけど、それはどうなんですかね、実際の。

いや、教授会のメンバーであれば、そのときに異議があれば発言することはできると思います。

そうですね。はい。ということは、この陳述書は少しニュアンスが違うということですね。

どの時点のことを聞かれてる……

採用時点のときの……

採用時点にはやはり教授会で審議をしますので。

採用は教授会ということですね。

そうです。

最終決定は。

はい。

ありがとうございます。えっと、乙23号証を、今の、えっと、乙24号証の3ページを示します。3ページ目。

(乙第24号証の3ページ目を示す)

乙24号証の3ページ目を示します。その辺、その下の3ページ目の真ん中辺りですけど、各教員に対してカリキュラムの見直し及び現在担当してる科目の適否について判断するために、令和2年12月中に履歴書及び研究業績書を提出するように指示しましたというふうに書かれてますけど、例年こういうことはあるんですか。

あのう、基本的にはその教員を採用するときの採用時に提出するものだと思います。

はい。基本は採用時に提出するものですね。だから、大学の中にはそれは保存してるわけですね。

もちろんです。

で、文科省から7年ごとに提出を求められるということもあるんですか。

それは第三者評価というのを受けるということが決まっておりますので、それ、7年に一度、それまでの間は自己点検をしている内容で教員に関しても、カリキュラムのことにしても、教学部門に関してのことがございますので、そのときには各教員にそれまでの7年間の、あっ7年間か、7年間だったと思いますが、それまで

の業績書を改めて増えた者に関して提出するようなことは、そういう場合もございません。

その担当者の担当教員が、その担当してる科目が適当かどうかという判断をね、そしたら学科長なり学長が判断するということはあったんですか。

それはないと思いますね。

はい。カリキュラムの見直しなんですけど、それは学年の初めにあるんでしょうかね。見直しなければならぬような場合は。

いや、学年の初めに見直しては遅いので、もちろん前年度に……前年度に。

学年の初めにすると、来年度に関して、次年度に関しての……

ああ、もちろんそうですね。

見直しをしていくと思います。

ただ、2021年度に向けては全教員から業績報告書を提出させました。担当科目の科目適合性について調べましたね、21年度に、ああ20年度に。覚えてらっしゃいますか。

いや、適合性についてということ……

あのう、科目適合性を調べるからというので提出させられましたよね、どんなような。

求められて提出したとは思いますが。

はい。今までそういうふうな提出というのはありました。

そのような理由ではなかったと思います。

はい。■■■さん、■■■さんが雇い止め通告されました。2021年の2月9日です。通知書が出ています。

そうですか、はい。

その後に教授会、2021年の2月16日に教授会があったと思うんですけど、どのような内容を話されましたか。

はい。私もその教授会には出席していたと思いますけれども、そのときは特任の講師と非常勤講師の採用についての審議があったと思います。

その方々の学位とか専門性については話し合いされましたか。

特にそのことで言いますと、特任の講師の採用で■■■先生は保育専攻のほうの保育の環境を担当されるということが、それはそのような本来の趣旨での採用の審議だったと思いますが、担当科目の中に文章表現というのがありまして、それはちょ

つと■■先生なり■先生のことがあったからかも知りませんが、その出席者から学位の有無とかということについて質問があったと思います。で、保育の環境については問題ないとみんな思ったんでしょうけれども、文章表現というのに学位が必要かなというふうな質問があって、そのことに関しては■■先生にそれを担当していただくかどうかということを一且、専攻のほうに持ち帰って検討してもらったほうがいいんじゃないかというふうなことになりかけました。そのときに当時の仏教学のほうの専攻の■■先生は専攻長だったんですけれども、そのようなことであれば、■■先生や■先生に関しても専攻で持ち帰って、もう一度科目のことを審議してもいいんでしょうかというふうなことになりまして、結果的にそのように進むのかなと思いましたがけれども、そのときには加藤先生が、■■先生は学位論文も書いておられるし、文章表現ということに関しては他の学校で指導されてるというふうなことも経験がおありだからということで、そのときの学長決裁で決められたので、専攻に持ち帰るというふうなことは実現しませんでした。

はい。ということは、学位をお持ちかどうかというのほうやむやになったというわけですね。

というか、その科目に関してということだと思います。

その科目に関してですか。

はい。

■さんの採用時の経緯をお聞きます。乙16号証。

(乙第16号証を示す)

審査委員

そろそろ時間ですので、手短にお願いしたいです。

申立人側 上瀬代理人

ああ。まず、12号証です。

(乙第12号証を示す)

乙12号証、ここです。違うわ、こっちですね。その採用の経緯を聞くということで、高城先生のほうにそういう文書が郵送されたんでしょうか。

この文書は、私の自宅の郵便受けに投函されていたと思います。

はい。ということは、消印もあった。

封筒に宛名はありましたけれども、住所書きとか切手、消印等はありませんでした

ので、直接投げ込まれたのかと、投函されたと思いました。

学内でそれに関してのお話はしなかった。

は、ありませんでした。

ありませんでした。はい。●さんの採用については、●●先生が独断で決めたんですか。

いえいえ、陳述書にも書いておりますが、それまでに●先生のような人材が必要だなどということをはかねてから考えておりましたし、その上で、学長や国際交流センターとも相談した上で最終的には教授会に諮って決定したと思います。

乙13号証を示します。

(乙第13号証を示す)

これはその次ですね。ごめんなさい。●さんの科目適合性がないとして雇い止めをしていますが、この雇い止めの理由は、ほかの教員に対しても同じようにそういう理由で雇い止めされたんでしょうか。

そんなことはなかったと思います。

それが、ほかの教員ではなくて●さんにだけそのルールが当てはまるということですか。

ルールかどうか分かりませんが、そんなルールはなかったと思います。

はい、分かりました。最後にカリキュラムですけど、甲31号証を示します。

(甲第31号証を示す)

これは2021年度の短大のカリキュラムですが、ちょっと小さくて見えにくいんですけど、えっと、この中に●さんや●●さんが持てる科目というのはあったんでしょうか、あるんでしょうか。

ちょっと私もあまり小さくて見えませんが、見にくいところもあるんですけど。大きく拡大して書いてるのがこんなにありますけど。

例えばですけれども、●先生に関して言えば、経済学、経済的に関係する経済の関係の科目はありますし、●●先生で言えば、観光学があれば持っていたのかなと思います。

じゃあ、これで質問終わりますけど、ほかに証言しておきたいようなこと、もしおありでしたら何かお願いします。

特にはございません。

補佐人からちょっとだけ追加の……

被申立人側 小西代理人

すみません。その場合って全体の時間から調整していただけるんですかね。もう既に4分超過なんですけど。

申立人側 上瀬代理人

はい。

申立人側 ■■■補佐人

甲の25号証というのに載ってるそうなんですけど、これ、先生、カリキュラム適正化の根拠に関するものなんです。カリキュラムを改めるときって、この甲25号証には理事長名で、■■■学長、■■■学科長から引継ぎがありませんでしたっていう記載があるんですけど、これは正しいですかね。理事長名で。

私はちょっと意味が分からないところもあるんですが、基本的にカリキュラムというのは全教員が把握しているものですし、教授会にいくまでにカリキュラム委員会、教学委員会、教授会というふうに順番に上がっていきまして、どこかに、教員はそこにおりますから把握をしているものだと思います。

一応、特に専攻長されていた加藤先生とか島袋先生は専攻の取りまとめをされていたはずなんです。取りまとめをされているということは、そのカリキュラムに関しては理解は深いと。

十分理解をされておりますし、新任でもないわけですから十分ご理解されていたと私は思います。

ですんで、したがいまして、カリキュラムの設置状況や担当科目者の是非について学長や学科長は決定するような立場でしたでしょうか。

そのようなものではないんじゃないかなと私は思います。

うーん、で、そうすると、次に、乙23号証……

審査委員

えっと、じゃ、それではちょっとあまりにも時間がオーバーしますので、これで主尋問を終わっていただくようにお願いします。それでは反対尋問をお願いします。

被申立人側 大政代理人

それでは、被申立人代理人の大政からお尋ねいたします。まず、■■■組合員を採用した経緯なんですけれども、そもそもどういう経緯で■■■組合員の採用活動というか面接というかね、することになったんですか。

えーっと、なかなかはっきりと正確にということとはちょっと分かりませんが。

じゃ、質問変えますけれども、●組合員から履歴書が送られてきたのか、それとも●組合員を誰かから紹介されたのか、どういう経緯なんでしょうか。

ああ、それはどうでしたかね。もちろん、ずっと陳述書にも書いてますように、もともとこういうような人材が欲しいということは考えておりましたし、当然それは国際交流センターの中でもお話をしてみましたし、誰かそういう適当な人がいないかなということで、どこから出てきたかというのは私もちょっと今お答えなかなか正確にはできませんが、まず、そのときには●先生は京都ではなかったと思いますので、文書でのやり取りから始まったと思います。

分かりました。じゃ、●組合員以外にそういった今回も採用するような候補者っていらっしやったんですか、具体的に。

それも具体的には覚えてないですね。

じゃ、●組合員以外に採用に向けて同時期に面接活動されたことございますか。

同時期に、あのう、ああどうだったかな。それははっきり覚えてないです。

当時の●学長と●組合員の面接をされたということなんだけれども、その面接の際ね、どんなやり取りされたか覚えてますか。

うん、あのう、うちの学校の内容、もちろんだという学校かということをお話したのと、●先生がどのように今まで、履歴書があればそれははっきりすると思いますけれども、そのようなことをお話したと思います。

面接の時間ってどれぐらいでしたかね。

えーっと、30分か、ちょっと時間ははっきりとは分かりませんが、適当な時間を持ったと思います。

いずれも、面接では日本語でやり取りされたんですか。

もちろんです。

●組合員の陳述書によれば、あなたが6月の面接で、1年半の契約期間の満了に無期雇用にするというふうな承諾をしたというふうなことなんですけれども、あなたの認識としてもそうなんですか。

私はそのときの思いはそうだったと思います。

思いではなくてね、あなたが●組合員にそういう説明をしたかどうかって聞いてるんですけども。

あのう、当初1年半というのはちょっと異例だと思いますが、通常は2年間という

ふうに最近是有期のという契約をさせていただくんですが、当初考えていたより、大学院のマスターの論文のことがありましたので、半年ずれというものもございましたし、通常の3月いっぱいというふうに合わすような形で1年半というふうなものをまず設けなきゃなんないと。ただ、■先生の場合は外国人でもありましたし、私たちの採用によって給与の経済的な面とかビザの問題もありますので、その辺も配慮して1年半を限度だけじゃなくって、通常そのままの継続のということのお話をしたと思います。

あなたは、先ほど、講師陣を採用するのは教授会の権限だというふうにおっしゃってただね。

教授会の権限と言えるんですかね。

じゃ、質問続けますけれども、あなたがその時点で、なぜあなたの判断で有期雇用をするということまでお約束できたんですかね。

約束するというのがどれだけ効力があるかというとは分かりませんが。

乙10号を示します。

(乙第10号証を示す)

今、お示ししているのは短大の教員選考基準というものなんですけれども、■組合員の採用を決定する際、あなたはこの基準の存在というのには理解、認識されてましたか。

はい。

されてましたか。

基本的にはできてたと思います。

このⅢ講師資格基準というところの「(1) 大学卒業後5年以上の者またはそれに準ずる者」というふうな基準があるんですけども、■組合員もこの基準を満たすというふうにあなた判断されていたということですか。

そうですね。

■組合員が■■■■■■■■■■大学を卒業したのは平成27年の12月のようなんですけども、採用を決定した令和元年7月の時点では、大学卒業後5年経過していないように思うんですけども、どういった理由でこの基準を満たすというふうに判断されたんですか。

あ、う、私もその、そうですね、今正確に答えられるかどうかちょっと分かりませんが、1年、■先生の場合は、通常の大学の4年間ではなくって留学というようなことをされてたと思いますので、卒業が1年延びてるような形に認識をしていまし

たので、年齢的なこととかという形でその5年以上を保っておられるというふうに、準ずるというものを適合させてもいいんじゃないかというふうに思いました。

なぜ卒業が1年延びたら5年以上経過した者に準ずるというふうなご判断されたんですか。

卒業後5年以上というような意味合いよりも、やはりその人の経歴というか年数というふうなものの当てはめができるかなというふうに判断したのじゃないかなと考えてます。

はい。じゃ、その下の(2)のところで、「学術論文2篇以上の業績を有する者」というふうな基準もあるんだけど、この基準も■組合員は満たすというふうに判断されたんですか。

あのう、教授会ときには英文の論文が出されていたと思いますが、そのときにはもう既に未発表ではありましたが、そのような論文があるということで、速やかに採用後それを出されるというふうなことも計画もありましたので、そのようなものに該当させるという形に考えました。

では、面接のときに未発表の論文があるというふうなお話をあなた聞いたんですね。

面接、ああ面接のときに聞いたかどうかはちょっと覚えておりません。

はい。では、示し終わります。■組合員の陳述書によれば、7月の15日に未発表の論文をメールしたということなんですけれども、あなたはそのメールをいつ確認しましたか。

それは覚えていません。

7月16日に教授会があるんだけど、そうすると15日に送られて16日までの間に確認したということになるんですかね。

出されていれば、そうなると思います。

未発表の論文が3篇あるとおっしゃいましたか。

ええ、はっきりと数は覚えておりませんが、2篇か3篇はあると思います。

あったと。それは送られてきて、あなたすぐ内容を確認されたんですか。

確認をしたとしても、その教授会に出されたものは英文でしたので、内容までは確認はできません。

あなたはその内容まではしっかりと精査はできていなかったと。そういうことですね、教授会までに。

その内容に関しては分かりません。

●組合員を採用するに至った理由としては、高い英語力を有することも理由だったというふうなことのようなんですけれども、●組合員の英語力というのは何で判断されたんですか。

はっきりとそのTOEICがどう来るかということもありましたが、そのような点数のことはお聞きしてたと思います。

先ほど教授会のお話されてましたけれども、そもそも講師の方を教授会において採用を決定するに当たって、ほかの教授陣がそれに積極的に反対したケースというのは過去にあったんですか。

まあ、なかなか反対することはないかなとも思います。

なかったですか。

そこは全てのことは覚えられませんけれども……

あなたの経験で結構なんだけれども、あったかなかったかどちらですか。

まあ、ないと思いますね。

●組合員の履歴書というのは、教授会において初めてほかの教授陣に交付した、配付したということで間違いないですか。

そうです。配付というか、そのときには書類はありますけれども、最終的には回収しますので配付ということになるのかどうかは、見ていただくということにはなります。

未発表の論文というのも、教授会において初めてほかの教授陣に配付したということですね。

配付というのはされません。やはりあるものは順番に回覧するという状態です。

この回覧してる論文がね、未発表であるということまであなたは説明されてますか、教授会において。

それはちょっと覚えがありません。

申立人側 上瀬代理人

雇い止め理由と関係ないことを聞いてるんで、ちょっと止めてください。

被申立人側 小西代理人

いや、雇い止め理由と関係あります。

申立人側 上瀬代理人

理由になってないです。

被申立人側 小西代理人

えっ、関係……

申立人側 上瀬代理人

なってないです。ここに言ってる、甲7号証を見てください。雇い止め理由はそれじゃないです。

被申立人側 大政代理人

いやいや、関係してますので……

申立人側 上瀬代理人

してません。

被申立人側 大政代理人

科目適合性の……

申立人側 上瀬代理人

してません。

被申立人側 大政代理人

判断に関係ありますので……

申立人側 上瀬代理人

甲7号証を見てください。

被申立人側 大政代理人

関係する質問と確信をしております。

審査委員

尋問を続けてもらえますか。

被申立人側 大政代理人

はい。論文を各教授陣に回覧してから、各教授陣がそれを検討する時間とかその提要进行を精査する時間というのはどれぐらい取りましたか。

通常、精査する時間というのは、それは通常の場合それはありません。

なかったということですね。採用された後、■組合員がどんな授業をされてたかっていうのをあなたは知ってますか。

科目に関してですか。

はい。

科目に関しては、カリキュラムで担当されているもので経済と、そのほかには日本

事情なり英語の担当もしていただいていたと思います。

日本事情という科目についてお伺いしますけれども、日本事情という科目において■組合員がどんな授業をされてたか具体的にあなた把握されてますか。

それは全てを把握してるかどうかと言われれば、各教員に任せますので、そこは細かいところまで把握はできてないかも分かりません。

中国や日本の映画やアニメをお見せして討論するというふうな授業がシラバスに書いてあるんだけど、あなたはそういう授業をされてたということも把握されてますか。

基本その内容にまで、一人一人の内容全てを全部の教員が把握しているかといえば、それは無理もあると思います。

はい。私からは以上です。

被申立人側 小西代理人

被申立人代理人、弁護士、小西からお聞きします。■先生、■組合員の論文の件なんですけれども、■組合員の陳述書によると、7月15日にメールで送られてきたということなんですけれども、確認ですが、証人は7月15日に送られてきたメールというのは記憶にありますか。

それは、私にはありません。

ない。メールが送られてきたと言われてもいまいちぴんどこないということなんですね。

いや、ぴんどこないというか、当日の資料の中に入ってるということなので、それ自身が私がそのことを把握したかどうかということについてはちょっと覚えてはいません。

教授会の配布資料というのはどなたか、配布資料だって、その回覧の資料というのは事前にどなたかが準備されると思うんですけれども、それはどなたが準備されるんですか。

教学だと思いますけどね。

証人ではないということなんですね。

違います。私はしません。

その2篇か3篇、未発表の論文があるということをお聞きしたという話でしたけども、なぜ未発表なのかということについては、証人から■組合員には当時確認はしましたか。つまり、まだ完成度が低いから、執筆中だから未発表ということなのか、あるいはこちらとしては完成してるんだけど、今発表の準備中であるとか、いろんな状況があると思うんですが、そのあたりの理由は確認されました。

確認というよりは、■先生はどこかで研究職を正式に始めてる方ではないし若い方ですので、これからの研究者だと思いますから、それほどの発表の機会の場がどれほどあったかというのは、通常の若い人の研究者でいくと、そこまで求めることがなかなかできないのかなと思いますので、発表の機会がなければ、発表の機会があったとしてもなかなかそれが本当に出せるかどうかというのは、発表できるものがあったとしてもそれが確保できるかということはなかなか難しいかなと、通常の私たちのことから思います。

分かりました。証人の陳述書を拝見すると、中国語と英語と日本語と多言語に精通したそういう教員を入れることが国際競争力を高めるという話に、ということでそういう人材を採用したかったというお話のようなんですけども、わざわざ東京というか関東にある私立大学にいる方よりも関西で同じように中国人であったりとか、海外から来られていて研究されているような方を採用しようというようなことは考えなかったんですか。

それまでの間も考えてたと思いますよ。

それについては、何か具体的に、例えば西山短大とお付き合いのある別の大学とか、そこに講師にいられている先生のとつとか、何か具体的に求める人材を確保するような方策というのは取っていたんですか。

考えてはいましたけれども、なかなかそのような適当な方が見当たらなかったというところで。

具体的にアプローチされてはいたんですか。頭で考えていただけなのか、何か具体的な行動を取ったのか。

うーん、そうですね。

証人の記憶では。

自分自身ですというよりは、やはり全体で国際交流センターとかの中で特殊な部門ですのでね、その部分に関しては相談はしていたと思いますし……

何がどう特殊なんですか。教員のそういう特性のある教員を採用するという話かと思うんですけど、そのどこが特殊なんですか。

いや、それまでの間に英語が必要であれば英語の先生を採用することもありましたし、非常勤ですけども、ネイティブの方を採用したこともありましたが、それも個別なんですよ。

それは、ごめんなさい、おっしゃってるのは英語の科目。

そうです。

教養科目としての英語とか、そういう授業のお話、今されてますよね。

そうです。

証人の陳述書を拝見するとね、そうじゃなくて留学生に対して魅力的な教員のラインアップとして、中国語とか英語とかいうことにも精通している、そういう教員が欲しかったという話で、別に英語の授業を担当する先生が欲しいという話とは違うんじゃないですか。

もちろんそうです、そのことだけでいくと。ただ、うちには、その当時は100%中国の学生だったと思いますので、授業のやり取りというのはやはり日本語の差もありますし、ほかの先生にもそうですけれども、中国語を用いた形で授業される方も中にはやっぱりあるんですね。あのう、■先生の場合もそうですけれども、母国語がまずあって、日本語をある意味実力がある方だし、それでアメリカへも留学されていて英語の能力もあるだろうから、そういうことが、特に中国の場合は日本語を学びに来てるんだけれども、中国国内で英語というのをみんな精通しているような学生も多かったので、そんなことを総合的にできる方がいれば一番いいかなというふうには思いました。

証人は、どなたに言われて■組合員の面接をすることになったんですか。

言われてという……

誰かに言われないと面接しないでしょ。もともと■さんを知ってるわけじゃなかったら、こういう人がいますよ、面接……

国際交流センターの中からで、出てきたのかなというふうにも思います。何から。

国際交流センターでそのような人材を探し出したというのか……

ああ、こういう方がいらっしゃるよというのは国際交流センターから……

という形だったと思いますね。うちの場合は公募するということもありますし、もちろんそのような知ってる方を採用するという場合もありましたから、過去には。

今回は公募ではなかったということは間違いない。

広く公募していたという形ではなかったかなというふうに思います。

はい、分かりました。私からは以上です。

以 上

(休 憩)

証人氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

職業 被解雇者

役職 大阪教育合同労働組合京都西山短期大学支部組合員

申立人側 上瀬代理人

陳述書、36号証を示します。

(甲第36号証を示す)

これはあなたが書いた陳述書に間違いありませんね。

はい、私が書いたものです。

あなたが組合に入ろうと思った経緯は何なんですか。入ろうと思った理由です。

2020年1月下旬のときに、研究室で島袋先生に何かこれから私が指示出す人になるから何かみたいな発言、二人きりのときに言われて、何かビザのことも気になり、ちょっと何かあのとき私ちょっと脅された気分で組合に加入しました。

はい。2020年度はどのような科目を担当しましたか。

2020年度、基礎経済学、英語、英語R、日本事情、4つの科目担当しました。

甲7号証を示します。

(甲第7号証を示す)

これはあなたに対する雇止め通知書で間違いありませんか。

はい。

間違いありませんか。

はい。

教育分野での修士、博士の学位がないことが雇い止め理由になってます。それから、日本事情の科目の適合性がないというのとね。

はい。

あなたはどんな学位を持っていますか。

私は経済学修士学位を持っています。あと、[REDACTED]大学で東アジア研究学、経済学、統計学、3つの専攻をし、学習しました。

それがメジャーですね、あなたの。

そうですね。

英語Rとはどんな科目ですか。

英語Rは、留学生たち進学するために英語の成績が必要なときがありまして、そして、そのためにつくった英語R、あるいは、つまりTOEICの訓練の授業です。以上です。

はい。そういうことをやる科目ですね。はい。あなたの英語の授業を受けて大学に入学したような学生はいますか。

ああ、います。例えば同志社に入った学生もいます。

はい、同志社大学に入ったとかね。

はい。

英語Rについてお聞きしますが、英語を教える他の先生は何名いらっしゃいますか、短大に。

短大に英語を教える先生は、私が知っている限りは4人だと思います。

英語Rの担当があなたになったのはなぜだと思いますか。

さっき言ったとおり、留学生の進学するためにTOEICを訓練するためにつくった授業なので、中国人の留学生しかないので、私なら中国語で効率的に指導できるからこの授業の担当になりました。以上です。

日本事情も担当してましたね。

日本事情、はい。

日本事情はどんな内容を教えていましたか。

日本事情は、まず、日本語の授業じゃありません。

授業ではないですね。

違います。東アジアに興味を持っている学生たちが専攻し、そして、その国の文化や歴史、政治などを学び、そして現代の話題とか討論する授業ですね。そして、私は██████████大学で東アジア研究、専攻しましたので、この授業を教え、論文を書けるように学生を指導します。以上です。

はい。指導したんですね。

はい。

日本事情というのは日本語の教育とは違うんですね。

違います。日本語を勉強したい学生たちは日本語別科で日本語を勉強します。だから、私さっき言ったとおりに、日本事情の授業では、日本の文化や、あと社会事情

などを討論し学ぶ、これをメインにしています。そして、論文を書けるように学生を指導します。こんな感じの授業です。以上です。

日本事情のシラバスなんですけど、シラバスどおり進みましたか。

いやあ、実際の授業では変えるところ幾つかありまして、例えばシラバスにアニメや映画を通して学ぶって書いてるんですけど、でも、実際に学生は小説読むときに、何か思ったより時間かかりまして、だから、最後の映画の部分できませんでした。時間が足りなかったです。

はい。だから主に小説をやったということですね。

そうですね。小説も読みました。

はい。2020年度はどの科目を教えるか話し合いました。

2020年度の……

20年度の初めです。

2020年度の4つの授業。

はい。

そうですね。まずは専攻で話し合っ、それを通って、そして教授会で話し合っ、それを通って、私がこの授業担当になりました。あのとき加藤学長は教授会のメンバーなので、だからあのとき加藤学長もいて、私が経済、日本事情、英語を担当することについて加藤学長は一切反対しませんでした。

2020年度、■さんは日本事情を教えるのが適任だというふうになったのはどんな事情なんだろうかね。

うーん、私は何かさっき言ったとおりに、■■■■■■■■■■大学で東アジア研究の専攻しまして、そして交換留学生として■■■■大学で1年間、日本文化の授業について勉強しまして、だから私は留学生の趣味やレベル理解できて、だから日本の文化を正しく客観的に教えることができますし、そして、進学するために論文を書く必要になっている批判的な思考の訓練も手伝うことができますので、私、そう、その授業の担当になりました。

はい。■さんが今回雇い止めになったんですけど、■さんの雇い止めの理由は、ほかの教員にも当てはまりますか、当てはまりませんか。

多分、私と■■■■先生、2人だけ。

だけしか当てはまらない。

そうですね。

甲15号証を示します。

(甲第15号証を示す)

甲15号証は1月20日の団体交渉の反訳です。これはオンラインでやったやつですね。

はい。

コロナだったんで、オンラインで話合いしました。

はい。

えっと、雇入れ時の大卒後5年経過していないこと、論文の数が足りないという、さっきも反論がありましたけど、それが話題になっています。このときにあなたの雇い止めの理由は、それが記載されてますか。

いや、私の雇い止めの理由になってないです。

なってないです。はい。だから、このときの団体交渉ではそのことは論破されてますよね。

はい。

甲11号証を示します。

(甲第11号証を示す)

これは島袋さんが書いたパワハラに対する回答書です。間違いないですね。

はい。

これ以外に手書きのやつをもらったんですね。

手書き、はい、そうですね。

はい。で、それから正式にこれをももらったということですね。

そうです。

これは団体交渉がずっとオンラインだったので手渡しじゃなくて、その画面で示されたということですね。

Z o o mで。

島袋さんにね。

はい、そうです。

その後パワハラを訴えてこういった回答ありましたが、その後、島袋さんの態度は変わりましたか。

いや、変わりませんでした。あのう、もともと偉そうな言い方だけで、でも、その後もっとひどくになりました気がします。

■さんの日本語能力が低いと、甲7号証の2に書かれてますが、さっきのね。

はい。

で、甲16号証を示します。

(甲第16号証を示す)

甲16号証は、あなたの日本語能力のテストの証明です。

はい。

N1となっておりますけど、これ以上の上位はあるんですか、そういう階級は。

ないです。

これが一番最高ですね。

そうですね。

これ以上のレベルはないわけですね。

はい。

■さんは日本語、その流暢な日本語を使ってどのような仕事をしていましたか。

日本語を使ってした仕事ですか。

はい。

えっと、日本語別科の先生との打合せ、連絡、あのう、まあ、あと国際交流センターの事務の仕事も私がやっています。

うん。

以上です。

はい。乙24号証、23号証、ごめんなさい、23号証の4ページ目を示します。

(乙第23号証を示す)

乙3号証の4ページ目です。

4ページ。

うん。■さんに関する内容……

私の内容……

ごめんなさい。間違った4ページじゃなかった。

ここです。

あっ、■さんの内容ね。8ページ、9ページですね。12ページの上のほうにも書かれていますけど、新任歓迎会のというんですかね、その席でスピーチを英語でされたそうですね。

えっと、新年会で英語のスピーチしてませんでした。

英語のスピーチやったのは、えっと、そこのね、乙23号証では、加藤学長は新年会で日本語がうまく話せないからと■さんが英語のスピーチをしたと。

私は新年会で英語でスピーチでしませんでした。多分、加藤先生は言ったのは私の新任歓迎会、新年会じゃなくて私の新任歓迎会のときに、私は確かに英語で自己紹介しました。でも、それは英語能力をアピールするようにて言われましたので、だから私は英語で自己紹介しました。新年会で、私は英語で自己紹介しませんでした。

日本語能力がないからっていうわけじゃないですね。

違います。

じゃ、21個目の質問ですけど、あなたの勤務中の日本語で何かクレームを受けたということはありませんか。

ないです。学生からでも同僚たちもクレームさせたことがないです。

甲31号証を示します。

(甲第31号証を示す)

先ほど■■先生にも示したんですけど、2021年度のカリキュラムです。

はい。

あなたが持てる科目、もちろん学位を持つてる経済……

そうですね。何か「くらしと経済」とかの経済に関する授業だから、私が……
もちろん見てますね。

そうですね。

ありますね。えっと、2020年度は授業以外にどんな仕事をしていましたか。

授業以外ですか。

うん。

さっき言ったとおりに、別科の先生との打合せとか、あと留学生の1対1の相談に乗ったり、あと国際交流センターの事務上の仕事もしています。

はい。事務の仕事もやっていたらしゃったということですね。

はい。

雇い止めにされた本当の理由は何だと思えますか。

私、まあ、組合に入ったから、だから雇い止めされました。

というように思ってるんですね。

はい。

ほかに何か証言しておきたいことはございませんか。

はい、あります。修士や博士号を何か担当科目にわたって持っている方はほとんどないと思います。あと、また仕事始めて1年目にすぐ担当した科目に関して論文書ける人もそんなに多くないと思います。2年目、3年目になって初めて書ける人もたくさんいると思います。だから、うちの短大みたいな小規模な学校で全ての担当科目にわたって学位を求めることは不可能だと思います。だから、これは私と■■■■先生に対する基準と非組合員に対する基準は大きく異なります。差別だと思います。以上です。

ほかにないですか。

ほかはないと思います。

何かありますか。

申立人側 ■■■■補佐人

雇い止め理由書の中に書いてある■■■■先生のこと……

申立人側 上瀬代理人

名前言うて、ちゃんと。

申立人側 ■■■■補佐人

はい。補佐人、■■■■と申します。質問させていただきます。■■■■先生の雇い止め通知書に書いてある理由の中に、さっき■■■■先生が質問受けてた論文がどうのとか採用時の経緯というのは入ってますか。

あとう、論文の話。

うん、論文の話。

私、全く知りませんでした。

申立人側 上瀬代理人

7号証ね。

申立人側 ■■■■補佐人

ええ。

(甲第7号証を示す)

私は同じように受け取ったときに、私を雇い止めする理由っていうのはこれだけですねっというふうに確認を取ったんです。

申立人側 上瀬代理人

これね、入ってないですね。

はい。

申立人側 ■■■補佐人

確認を取ったんです。そしたらこれだけだっていうふうに。

はい、これだけですって言われました。

ええ。いわゆる三役の方から答えが来たんですね。質問は以上です。

申立人側 上瀬代理人

では私からの質問を終わります。

被申立人側 大政代理人

それでは、被申立人代理人の大政からお尋ねします。

お願いします。

まず、あなたは短期大学の面接を令和元年6月に受けてるんだけど、どういった経緯でその面接を受けることになったんですか。

経緯、あの、まあ、知り合いの推薦で、ちょうど西山短大は留学生を募集するために中国語、中国人留学生だけじゃなくって欧米からの留学生も募集したくて、だから英語がしゃべれる人が必要となっていますので、何かこんなチャンスがありますよ、何か面接してみたらどうですかという何かアドバイスが来て、そして私は面接しに行きまして、こんな感じです。

なるほど。知り合いの推薦、そのお知り合いというのは、差し支えなければどなたなんですか。

私の推薦……

推薦してくれたお知り合い、どなたなんですか。

中国の私の親戚です。

親戚の方。

はい。

西山短大の関係者等ではないということですか。

じゃ、ないです。

では、あなたはその方から推薦を受けて、履歴書をお送りしたということになるわけですか。

えーっと、履歴書を西山短大に。

そうです、そうです。

私を持っていきました。

なるほど。

で、ほかの資料は面接が終わって、追加資料として送りました。

じゃ、そのほかの資料のところね、7月15日にあなたの陳述書ではメールで未発表の論文を送ったということなんだけれども、それはそもそもどなたに送ったんですか。

えっと、国際交流センター長、■さんに送りました。

なるほど。それは誰からの要望で、その未発表の論文をメールすることになったんですか。

すみません。何かちょっと質問……

じゃ、質問変えまけれども。

はい、お願いします。

あなた自身が自発的に未発表の論文を■さんにお送りしたのか、それとも、どなたかから未発表の論文があるんなら送ってくださいというふうに言われてお送りしたのか。

■さんに何か論文持ってますか、あるなら一緒に送ってくださいと言われました。

なるほど。それはいつ言われたんですか。

はっきり覚えてないです。

面接の後に言われたということになるわけですね。

覚えてないです。すみません。

はい。その未発表の論文というのは、それぞれいつ頃完成してたんですか。

いつ頃完成しました。分かりません。すみません。覚えてません。

面接よりも前に完成しましたか。

そうですね。前に完成しました。でも、具体的にいつか分かりません。覚えてないです。

なぜ面接よりも前に完成してた論文が未発表のままだったんですか。

発表しようと思いませんでした。

それはどうしてですか。

なぜ発表しよう、何か発表しようと思いませんでした。発表したくない、そういう発表したいと思わなかったのが発表しなかったです。

分かりました。

被申立人側 小西代理人

すみません。今の点に関して、被申立人代理人、小西からお尋ねしますけどね、せっかく書いた論文なのでどこかに発表したいとは思わなかったんですか。

そのときは先生になる、何か研究者になる、まあ、そうですね、発表しようと思いませんでした。

そうすると何のために書いたんですか。

自分の研究のためにね。

申立人側 ■■■補佐人

それは人それぞれであって……

そうですね。

被申立人側 大政代理人

分かりました。じゃ、また、被申立人代理人の大政からお尋ねします。このあなたの陳述書によれば、冬休みの1週間という短い期間に教員調書と教育研究業績書を完成するように加藤学長から指示を受けたということなんだけれども、それより前にそれらを提出するような指示はありませんでしたか。

えっと、あったと思います。

それまでにあった。いつ頃ありましたか。

何か教授会で何かその話を聞きましたけど、でも具体的な時間覚えてないですけど。その教授会でそういった話があったのであれば、その時点であなたは教員調書等の作成に着手されてたんですか。

すいません、もう一度言ってください。

教授会で教員調書等の作成の指示があったということであれば、冬休みよりも前に教員調書等の作成にあなたは着手されていたんですか。

えっと、それに関して団体交渉のときに話しましたので、だから私個人の判断とかじゃなくって、組合員一緒にそれについて団体交渉のときに話しました。

団体交渉のときに話をした。

はい。

教授会だけではなくてね、提出を求めるようなメール受け取ったりしたことありませんか。

覚えませんでした。

覚えてないですか。

覚えてないです。

あなたの陳述書によれば、西山短大内の前例を考えると、雇い止めの場合は、相談や丁寧なやり方の次に雇い止めをするというふうなことを陳述書に書かれてるんだけども……

そうですね。

その前例、西山学園内の前例というのは、具体的にあなたどういうものだというふうに認識されてますか。

団体交渉のときに加藤先生が言いました。

もう一度、お話ししてもらってもいいですか。

えっと、前例の話ですか。

はい。

あの、もう半年前にまず専攻で話合い、そして流れとして私よりもっと丁寧、いろんな手順があって、そして雇い止めになりました。でも、私は一切なくて突然の通知、あの、そうですね。

はい、分かりました。じゃ、乙14号証をお示しします。

(乙第14号証を示す)

今、お示ししてるのは、あなたが担当していた日本事情という科目のシラバスなんだけども、これによれば、あなた一部できてなかったものがあったということだったんだけども、この7個目、「大暴れ孫悟空」の鑑賞と討論、学生の発表、これはやったんですか、実際に。

やりませんでした。

やらなかったんですか。

はい。

じゃ、具体的にそうすると「坊ちゃん」の鑑賞はやった……

例えば7個の孫悟空は別のアニメに変更しまして、変更したのは「西遊記鉄扇公主」に変更しまして、そして、あれを見るときに一緒に見たのは「桃太郎海の神兵」この2冊一緒に見ました。その理由は……

ちょっと、じゃ、私が質問しますね。ごめんなさい。その西遊記を見られたということなんだけども、西遊記を鑑賞して討論することがどういうふうに日本事情の理解につながるというふうに考えてたんですか。

そうですね、その作品は第2回世界大戦のときにつくった作品。そして、「桃太郎海の神兵」もそのときにつくった作品、だから一緒に見て比べて討論しました。

分かりました。示し終わります。あなた先ほどね、あなたの新任歓迎会のときに英語でスピーチしたというお話されてましたね。

はい。

その新任歓迎会というのはいつなんですか。

すいません、覚えてないんですけど、でもまあ、西山に来てその1週間以内の話だと思います。

そこで英語力をアピールするように言われたから英語でスピーチしたというふうにおっしゃってましたけれども、それは誰から言われたんですか。

えっと、国際交流センター長の■さん。

新任歓迎会というと、多くの教授陣が参加されててね、英語を……

教授陣。

じゃ、それ違う、新任歓迎会に参加されてる方は全員、英語を理解できるわけではないかもしれないんだけども。

えっと、まあ、あのう、理解できる人もいますし、はい。

日本語でね、皆さんの分かる日本語でスピーチしたほうがいいかなとは思わなかった。

そう、何か、いや、自分が何ができるをアピールしたくって、じゃ、英語で自己紹介しました。だって、みんなと交流するときに全部日本語で交流するから、私の日本語能力についてアピールするところ必要はないと思います。だから……

はい、分かりました。あとね、あなたは島袋学科長からハラスメントを受けているというふうな中出をされたときに、林事務局長から事情を聞かれて、そのときに■組合員も同席させたの覚えてますか。

はい。

■組合員に同席してもらったのは、あなたから声をかけて同席してもらったんですか。

私がお願いしました。

なぜ■組合員に同席をお願いしたんですか。

あのう、だって、人権申告書についての回答書を渡すって言われまして、でも、それについて調査とか一切なくって、突然、事務局長に1対1、そして、それについて話したいと言われまして本当に怖いと思います。だから、私は事務局長と1対1の話はちょっと怖いと思って、だから先輩の■先生と一緒に行って、行ってくださいってお願いしました。

その場で■■組合員に林事務局長からのお話を通訳してもらったりしたことありますか。

しませんでした。なぜなら林さんは回答書を私に渡すだけ、それ、終わり。だから、まあ二、三分もかからず終わりました。だから、通訳する必要全くないです。

大政からは以上です。

被申立人側 小西代理人

被申立人代理人、小西からお尋ねします。

はい。

■■組合員が担当していた英語Rの授業というのは、これは留学生だけを対象にした授業なんですか。

そうですね。

日本人の学生でも、就職したりとか留学したり進学するのにその英語のテスト、TOEICだったりTOEFLだったりというものを、まあ学ぼうという人はいると思うんですけど。

いないです。なぜなら、私は英語Ⅲ、Ⅳの授業で日本人学生はちゃんといます。私はあの授業でTOEICを受けたい学生はいますかって聞いたら、日本人学生は取りたくないって言いますし、なぜならそんなに英語興味ないですって、私は自分、確認しました。

少なくともシラバス上は留学生のみを対象にするということは書いてはないですよ。書いてます。シラバスの中に、これは留学生向けの授業ですということは書いてるわけではないですよ。

書いてないですよ。

書いてないね。

はい。

で、英語Rの授業というのは、これは何語でやってたんですか。

えっと、中国人留学生しかいないので説明は中国語で。

英語と中国語、じゃ。英語も使わない。

いや、英語はあまり使わないですね。その授業は英語の授業より……

TOEICの解き方とか。

TOEICの訓練するための授業ですね。だから、説明が中国語でするともっと効率的です。

うん、そうですか。

はい。

TOEICの訓練をする。

そうですね。

訓練って具体的に。

練習、対策、試験対策。

解説とかそういうことですか。

解説。

解説。

解説は、解説。

分かりました。いいです。

申立人側 上瀬代理人

説明。

何かTOEICのこと……

被申立人側 小西代理人

あっ、いいですよ。

してましたね。

あとね、乙第14号証……

TOEICという授業……

いいです、いいです。私が聞きます。

はい。

乙第14号証を示します。

(乙第14号証を示す)

先ほど、このシラバスどおりに進まなかったという話があって、留学生が思ってる以上に小説を読み込むのに時間がかかったという話があったんですが。

そうですね。

そうやったよね。

はい。

これによると、「坊ちゃん」と「雁」までで授業4回分、5回分か、オリエンテーション含めて5回目まででやるとなっていて、全15回の授業のうち何回分ぐらい使ったんですか、

小説読むのに。

今はっきり覚えてないですけど、でも、アニメは……

アニメ差し替えたんでしょ。

そうですね。だから、計画とおりにできなかったのは最後の映画だけです。

映画だけ。で……

専攻……

ちょっとシラバスに書いてあってもね、やっぱりちょっとずれて行って、最後のほうが駆け足になるというのはほかの授業でもあり得ると思うんですけど……

はい、ここに書いてます。

うん。授業計画の8つ目にある「攻殻機動隊」というのは、これは日本事情という観点ではどういうアニメなんですか。

あのう、フェミニストについて討論しました。

フェミニスト。

フェミニスト、はい。

うん。

例えば、あのう……

それは日本のフェミニズムということですか。

そうですね。日本のアニメの中で女性がヒロインとして、ヒーロー、女性のヒーロー、あまりなかなかなくて、これは1995年初めて女性の、初めてかどうか分からないけど、でも、女性がヒーローになる作品の中で一番有名な作品なので、だから、この作品見てフェミニストについて学生たちと討論しました。

で、「天空の城ラピュタ」も、これは見たんですか。

これは見ませんでした。

時間がなかった。

別の作品を見ました。

これは何を見たんですか。

えっと、何を見たっけ。今すぐ思い出し……

えっとね、じゃ、そうすると、この……

でも、環境に関するアニメを見ました。

ああ、そうそう、環境に関するアニメを見た。もともと「天空の城ラピュタ」は日本の環

境問題についてのアニメではないというふうに思うんですけども、そこは証人の認識はどうですか。

いやあ、私はそう思いません。

あれは日本のものなの、日本の環境問題なの。なぜこれをチョイスしたかという話なんです。

これは私のキョウジュギョウタンです。

あっ、そうそう、そうなんだけど、そのチョイスした理由を教えてください。

私はアメリカの大学で勉強したときに、アニメという授業がありまして、そのとき教授もこの作品を使って環境問題について討論しました。

それは世界的なというか、地球規模の環境問題ではないんですか。日本の環境なの。

これ日本作品です。日本作品を使って環境について討論します。

日本事情なのに日本の環境という意味ではないのね、じゃ。

日本作品を使って環境問題について話したい、これが私はそうしたかった。

次、聞きますね。「それでもボクはやってない」というのは、結局、授業ではちょっと時間足りなくてできなかったということなんですけど……

そうですね。

痴漢文化って何。

あっ、ごめんなさい、誤タイプです。痴漢、点、文化、点、法律。

ああ、点、痴漢。

痴漢、文化、法律。

ちょっと待ってください。そうすると、もっと難しい。日本の痴漢って何ですか。

日本の痴漢。

うん。

例えば私、初めて……

痴漢に関する授業ということ。

はい、これから話します。

うん。

私が初めて日本に来たときに、男女、女性専用の電車があって、それは私は全然知らなくてそこに入りまして、で、何かカルチャーショック受けまして、だから、これについて学生たちと日本に来て、どんなカルチャーショックを受けましたかに

ついて話したかったです。

分かりました。

だから、言葉の選択はちょっと問題はあるを認めます。でも、はい。

そういうことだね。最後、乙11号証の1、示します。

(乙第11号証の1を示す)

ここに現在所属している学会で、XXXXXXXXXX共生社会研究会というのがあるんですが、これは何をテーマにした学会なんですか。

えっと、社会問題について討論する研究会です。

■さんの経歴を見ると、経済学とか日本、東アジアの文化とか社会とかそういうことを勉強されてたようなんですけども、そういう専門性のある学会ではないんですか。

えっ、もうこの研究会は、あまり私との研究会はあまり関係ないということですか、ちょっと確認したい。

関係あるのかどうかを聞いている。

はい。関係あります。私、経済勉強してるし、経済は社会問題と関連性が高い……分かりました。

と思ひまして、そして、私の研究分野の一つは環境、経済、それも社会問題じゃないですか、私はそう思っ……

分かりました。はい、了解です。あと、新任歓迎会ね、英語力をアピールしたかったっていう話、日本語でも挨拶はしたんですか。私の名前は■ですというようなね、今私が言っているのはそういう日本語ということ。

それは就職当時に……

ああ、初日にね。

初めまして、■と申します。そして、もちろん自分のことを日本語で紹介しました。じゃ、この新任歓迎会の場では、挨拶はとか自己紹介含めてね、それは皆さんの前でしゃべったのは英語だけ。

うーん、はっきり覚えてないです。でも、英語で自己紹介しました。

あと、最後の質問です。新年会、加藤先生が書いてた新年会と新任歓迎会は別物だという話ありましたけど。

そうですね。

新年会自体はあなたは出られた。

新年会。

令和2年1月の新年会。

出ました。

出たんや。

ちょっと待ってください、確認したいです。あのときの新年会は■■■学長のときの新年会ですか。あ、出ました。はい。

そのときには何か挨拶の場面というのはあったんですか。

なかったです。

なかった。

私の記憶はなかったです。私、座ってずっと食べてました。

はい、以上です。

審査委員

それでは、■■■さんに対して少し事実確認だけさせていただきます。申立人準備書面の(3)を示します。

(申立人準備書面(3)を示す)

その2ページですね。そこに■■■さんが担当した科目及び各科目の担当時期の記載が書いてあるんですけども、これでよろしいですかという確認をお願いしたいんですけども、それぞれ正しいかどうかというのを。j、英語R I・II、III・IV。

はい、正しいです。

基礎経済学 I・II、基礎ゼミナール I・II、日本事情、年度、学期等もよろしいですか。

はい。

以 上